

# 山口県県営住宅施工監理要領

(機械設備工事)

平成26年3月

山口県住宅課

## は　　じ　　め　　に

この山口県県営住宅施工監理要領（機械設備工事）は、山口県土木建築部住宅課発注の機械設備工事において、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成 25 年版）（以下「標準仕様書」という。）、同公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成 25 年版）（以下「標準図」という。）及び同機械設備工事監理指針（平成 25 年版）に、記載されていない事項や、特に注意を要する事項についてまとめたものです。

本要領を活用し、適正・良好な機械設備工事の施工監理をお願いします。

# 目 次

1 一般共通事項	1
2 工事日誌	3
3 配管工事	3
4 給水工事	4
5 ガス工事	5
6 排水工事	5
7 給湯工事	6
8 換気工事	6
9 消火工事	6
10 衛生器具工事	6
11 電気工事（集中検針）	7
12 工事写真	7
13 竣工（課内、技術管理課）検査要領及び用具	9
14 竣工時に提出する書類の作成方法	11
15 官庁提出書類	12
16 その他	13
・ 風量測定要領（参考）	
・ 自然給気ユニット参考図	
・ 便所納まり参考図	
・ 屋外竣工図参考図	

## 1 一 般 共 通 事 項

工 程	・ 関係工事業者と協議し、工程が遅れないようにすること。
仮 設 計 画	・ 仮設計画図を作成し、関係工事業者と打合せ、監督職員の承認を得て着工すること。
足 場 期 間	・ 屋外工事の工程を検討し、建築工事業者に着工・解体の時期を要望すること。
総 合 図	・ 施工図作成に先立ち、建築平面図や展開図及び外構平面図に、建築工事や電気設備工事等の機器や配管類を書き込んだ総合図（展開図）を作成し、取り合いや納まりを確認しておくこと。
施 工 図	・ 施工図の作成にあたっては、関係工事業者と調整し作成すること。
ス リ ー ブ 図	・ スリーブ図を作成し、建築工事業者の確認を得て施工すること。
施 工	・ 施工内容及び施工場所については、関係工事業者と調整し施工すること。
コンクリート 打 設 計 画	・ コンクリート打設計画の作成にあたり、設備工事が完了できる工程に調整すること。
は っ り 補 修	・ はっり補修工事の必要が生じた場合は、すみやかに建築工事業者と打合せて施工すること。
コンクリート 打設日及び主要 機器の搬入報告	・ コンクリート打設日及び主要機器の搬入日は、監督職員に報告すること。
現場代理人・主 任技術者の立合	・ 各工程ごとの確認、検査及び試験については、現場代理人又は主任技術者が立ち合うこと。
記 録	・ 監督職員との打合せ及び工程会議には、現場代理人又は主任技術者が出席し、記録を作成すること。
下請業者の指導	・ 施工方法、仕様等については、現場代理人又は主任技術者が指導すること。
コンクリート打設	・ コンクリート打設時には、スリーブ・配管の管理をすること。
現場の整理整頓	・ 作業終了後、整理整頓をすること。
安全衛生管理	・ 安全衛生管理については、各作業員へ徹底すること。又、安全教育・点検パ

	<p>トロール等の記録を整理すること。</p>
工 程 表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築実施工程に合わせた機械設備実施工程表を提出すること。</li> <li>・ 月間工程を月例工程会議時に提出すること。</li> </ul>
施 工 計 画 書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事内容に沿った記述とすること。仮設計画については、建築施工業者等と協議のうえ仮設計画図を作成し、監督職員の承諾を得ること。</li> <li>・ 品質計画の中に品質管理、出来形管理などについて記載し、それに基づき実施した内容について記録しておくこと。</li> <li>・ 各種試験方法及び、チェックリストを作成し、必ず試験合格値（根拠も記入）を記入すること。</li> </ul>
苦情・要望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺住民より苦情・要望等の連絡を受けた場合は、直接回答せずただちに監督職員に報告すること。</li> </ul>
社 内 検 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注者の検査に先立ち、受注者による社内検査を実施して、報告書をまとめておくこと。</li> </ul>
機 器 承 諾 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場代理人又は主任技術者が確認したものを2部提出し承諾を受けること。</li> <li>・ 使用する材料・機器がわかるようにマークすること。</li> </ul>
材 料 ・ 機 器 の 確 認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料、機器の搬入時には、機器承諾図、主要材料届、図面及び標準仕様書等で検収すること。又、キズやヨゴレ等の不備がないかを確認すること。</li> </ul>
材 料 ・ 機 器 の 保 管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料、機器の保管は、機材に応じた養生を施し、風、雨等の影響を受けない場所に保管すること。</li> </ul>
取 扱 い 説 明 書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取付器具等の取扱い説明書を各室ごとにまとめ、各室に保管すること。住戸数+3部作成し、そのうち2部に共用部の説明書を含めること。</li> </ul>
工 事 中 の 振 動 ・ 騒 音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中の振動及び騒音の低減に努め、周辺住民より苦情が出ないようにすること。</li> </ul>
設 計 図 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図1組及び施工図1組を現場に置いておくこと。</li> </ul>

## 2 工 事 日 誌

工 事 日 誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入は、工期の始めから、工事完成日（監督職員に確認）までとする。</li> <li>・天候及び気温等は、必要に応じ建築工事業者に確認し記入すること。</li> <li>・配管の塗装及び保温については、工程内容ごとに記入すること。</li> <li>・下請工事の内容についても記入すること。</li> <li>・施工図や書類等の作成、工程会議及び監督職員との打合せを記入すること。</li> <li>・現場が工事中でも作業待ちの時は「作業なし」と記入すること。</li> <li>・現場作業がなく書類作成のみの場合は「書類作成」と記入すること。</li> <li>・土曜や日曜、祭日等で現場が休みの場合は、「休み」と記入すること。</li> </ul>
---------	---

## 3 配 管 工 事

吊 金 具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管吊金具は、堅固に取り付けること。</li> </ul>
サ ビ 止 メ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼管のネジ切り部及びキズ部のサビ止め塗装は、配管接続後すみやかに行い、塗り残しがないこと。</li> </ul>
貫通部の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火区画貫通部の配管周囲は隙間なく不燃材を充填すること。</li> <li>・防火区画貫通キットを使用する場合は、(財)日本消防設備安全センターに認定された施工方法で施工すること。</li> </ul>
躯体断熱材の切欠部の補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁貫通部等で、躯体断熱材を切り欠いた場合は、発泡ウレタン等で補修すること。</li> </ul>
インサート金具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インサート金物の取付釘は、スラブ面等で除去すること。又、釘の切断面にはサビ止め塗装を施すこと。</li> </ul>
支 持 金 具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管の支持は、堅固に取り付けること。</li> </ul>
建物引込み部配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物引込み部配管は、スリークッションとする。(標準図 施工5による)</li> </ul>
コンクリート内配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート内配管箇所は、他工事の施工中に損傷しない箇所とすること。</li> </ul>
床仕上部コーキング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床仕上貫通部の配管周囲はコーキングすること。</li> </ul>
バルブ表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バルブには、系統名及び開閉表示札（サビない材料）を取付のこと。</li> </ul>

室番号の取付	・室番号が確認しづらいメーター類には、室番号札を取付のこと。
補強材	・器具取付のための補強箇所は、建築工事に要すること。
配管の養生	・施工中において配管内にモルタル等が入らないように端部を養生すること。
取扱いシール	・取扱いシール等の貼付位置については、監督職員と協議すること。
屋上支持金具	・コンクリート基礎と防水層の間には、ゴムシート等を敷くこと

## 4 給 水 工 事

メーターの保温	・保温カバーは、容易に取付、取り外しができるように施工すること。
流しの取付	・台所のガスコックのつまみが水切りに近くならないように、流しの取付の際、建築工事に要すること。
配管の支持	・流し台裏のさや管の支持は、胴長アダプター部からとること。
ストレーナーの清掃	・器具についているストレーナーの清掃を十分に行うこと。
配管の清掃	・器具取付前に配管内の洗浄を十分に行うこと。
水 槽	・オーバーフロー管は、50cm程度の下り部を設けること。 ・入居前に水槽の水の入れ替えを行い、次の検査を行うこと。 一般細菌、大腸菌群、亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物（過マンガン酸カリウム消費量）、PH値、味、臭気、色度、濁度。 但し、井水等の場合は、水道法全項目（51項目）とする。
量水器有効期限	・本工事設置の量水器の有効期限は、7年10ヶ月以上とすること。
量水器一覧表	・完成時に室ごとにメーター番号、口径、有効期限、使用量の一覧表を提出すること。

## 5 ガス工事

ガスメーター有効期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事設置のガスメーターの有効期限は、9年10ヶ月以上とすること。</li> </ul>
コックの取付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コックのツマミは、上向とする。</li> <li>・ガスコンロ用のコックは、正面より見て右側に配置すること。(ガスコンロのホースが左側から出ているため。)</li> </ul>
流し台裏のフレキ管分岐位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理のできる位置とすること。</li> <li>・RC壁とフレキ管用チーズが接触する場合は、ゴムシート等で保護すること。</li> </ul>

## 6 排水工事

排水立管の施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水立管は、垂直に施工すること。</li> </ul>
流しトラップ接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流しトラップと排水管接続の差し込みを確実にすること。</li> </ul>
通気金具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁取付の通気金具周囲は、コーキングすること。</li> </ul>
排水管の天井仕舞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑排水、汚水排水管の天井貫通部は、ビニール製プレート等でカバーすること。</li> </ul>
防水継手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通気管は垂直に立ち上げ、防水継手への差し込み代を確保すること。</li> </ul>
桝内の止水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桝内の隙間等により雨水が侵入しないように施工すること。</li> </ul>
桝蓋にクサリの取付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桝蓋には、クサリ（SUS製）を取り付けること。小口径桝も同様。</li> </ul>
トラップ桝（下関地区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑排水用トラップ桝の、桝蓋には「T」の文字をスプレー等で記載すること。 (入居者に、清掃が必要な桝をわかるようにするため)</li> </ul>
泥溜深さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑排水桝の泥溜は、150mm以上とすること。</li> </ul>
汚水管と雨水管の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として建物側から汚水管、雨水管の順とする。</li> </ul>



## 7 給湯工事

給湯器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アースをとること。</li> <li>・検査後、入居までに期間が空く場合は、凍結防止のため水を抜いておくこと。</li> <li>・メーカーに所有者情報を登録して、所有者登録票を監督職員に提出すること。 (登録内容については、監督職員の承諾を得ること)</li> </ul>
-----	---

## 8 換気工事

風量測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風量測定要領を参考に測定すること。</li> </ul>
自然給気ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンとの干渉に注意して取付けること。(自然給気ユニット参考図を参照)</li> <li>・壁面が湾曲して仕上がっている場合は、スペーサーで調整すること。</li> </ul>
天井埋込換気扇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UB天井固定用のビス(8箇所)は、補強材の割れに注意して取付けること。 (器具本体より少し外側に向けてビスを取り付ける)</li> </ul>
レンジフードファン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャッキダンパーの開閉を確認すること。</li> </ul>

## 9 消火工事

消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器に管理番号(棟番号-階数-部屋番号)を表示すること。 (例: 稗田県営住宅25号棟-3階-302号室前に設置した場合 25-3-302)</li> </ul>
連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防検査時に送水圧力を確認し、連結送水口ボックスに記載すること。</li> <li>・放水口ボックスと、手すりの干渉に注意して設置高さを決めること。</li> </ul>

## 10 衛生器具工事

混合水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合水栓への配管は、右が給水管、左が給湯管とすること。</li> </ul>
シャワーバス水栓の 取付位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管接続位置は、脚部取付時における手すりとの干渉に注意すること。又、 洗い場の洗面器と浴槽の両方に、吐水口が届くように注意すること。</li> </ul>
洗濯用給水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、洗面化粧台側に設置すること。(反対側に電気コンセント設置)</li> </ul>
洗濯器パンの 排水トラップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面化粧台側に設置すること。</li> </ul>
紙巻器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付位置は、便所納まり参考図を参考にすること。</li> </ul>

## 11 電 気 工 事 (集 中 検 針)

配線表示	・配線には、室番号札を取付のこと。
プルボックス等	・プルボックス入口穴及び配管端部等は、入線後にシールで処理すること。 ・プルボックスは、フタがネジ止メのものを使用すること。
集中検針盤扉	・扉にはストッパーを取り付けること。
配線	・配線は、盤内及びボックス内で十分な余長をとること。
絶縁抵抗測定	・結線前に、絶縁抵抗測定を行い抵抗値を記録すること。
盤のコーキング	・盤取付部の周囲をコーキングすること。

## 12 工 事 写 真

黒板	・完成写真以外は、内容が確認できるように黒板を入れること。
機材	・主機材の包装紙の記載事項、管の管種・記号の記載事項が判読できること。 ・コア付の継手等は、コアが確認できること。
スリーブ・インサート	・スリーブの材質、インサート、補強筋の状態が確認できること。 ・スリーブは、管種、設置寸法等を黒板に記載する。
管類の切断	・管の切断状態が確認できること。
ネジ部シール剤	・ネジ部シール剤塗布状態が確認できること。
サビ止メ	・管の切断部、継手ネジ込み後ネジ部及びキズ部サビ止メ塗布状態が確認できること。(サビ止メ塗料の種別とも)
メカニカル接合	・接合前の各部材が確認できること。
土間配管	・配管状態、防蝕処理状態、吊り金物の状態、吊り間隔及び埋設深さが確認できること。
ピット・天井内配管	・各配管の間隔、吊り金物取付状態、吊り間隔及びサビ止メが確認できること。
防火区画貫通配管	・貫通部の補修状態が確認できること。防火区画貫通キットを使用する場合は、防火区画貫通キットの設置状況が確認できること。

外壁貫通配管	・外壁貫通部のコーキングやヤーン打込み状態が確認できること。
テ ス ト	・圧力計の目盛や指針の位置が確認できること。
保 温	・種別ごとに直管部分及びエルボ部分の施工順序が確認できること。(保温材料とも)
塗 装	・種別ごとに下地処理から仕上までの施工順序が確認できること。(塗料とも)
ダクトの接合	・ダクト差し込み代、ビス止メヵ所や本数等が確認できること。
屋外埋設管 (給水・ガス・消火)	・掘さく状態、転圧状態、深さ、砂巻き、テープ等が確認できること。 ・埋設管の布設状態、管接合状態が確認できること。 ・基準G Lが分かるように考慮のこと。
屋外埋設管 (排水)	・掘さく状態、転圧状態、深さ、砕石敷き、砂巻き等が確認できること。 ・排水管の布設状態、管接合状態及び勾配が確認できること。
屋外量水器廻り	・量水器及び弁等の取付状態が確認できること。
排水柵・弁柵等	・掘さく状態、転圧状態、砕石敷き、柵の大きさ、深さ等が確認できること。
建設機械	・低騒音、低振動及び排出ガス対策型建設機械のラベル(機械全景・接写)が確認できること。
工事看板	・全景及び各看板が確認できること。
安全・衛生活動	・活動状況が確認できること。
建設廃棄物処理	・積込、場外搬出時 現場での積込状況、現場からの搬出状況、運搬車の車両ナンバーが確認できること。 ・処理施設への搬入、荷下ろし時 処理施設への搬入状況(入口看板前)、処理施設での荷下ろし状況、運搬車の車両ナンバーが確認できること。
検 査	・社内検査や行政検査、消防検査等の状況が確認できること。
完成写真	・完成写真には、黒板を入れないこと。

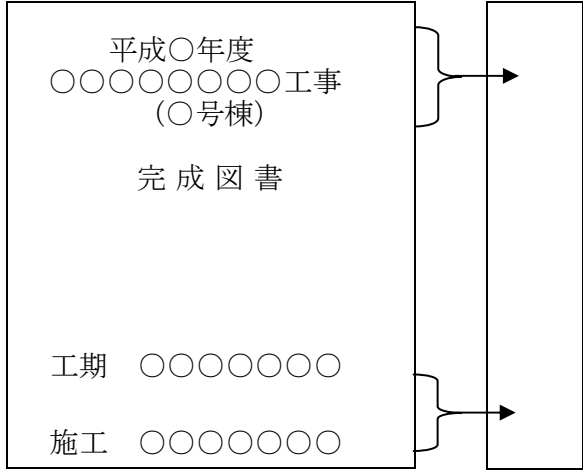
<p>国庫補助事業 完了実績報告 用写真</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物全景を二方向から撮影したのも加えること。</li> <li>・屋外給水管、屋外排水管、屋外ガス配管の布設状態が確認できる写真を各2ヶ所ごと選定のこと。</li> <li>・給湯器本体及びメーターBOX設置状態が確認できる写真を選定のこと。</li> <li>・その他監督職員の指示を受けること。</li> </ul>
----------------------------------	--

### 13 竣工（課内、技術管理課）検査要領及び用具

<p>準備する用具</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査職員1人につき、懐中電灯、鏡(手鏡)、タオル、スリッパを用意すること。</li> <li>・脚立(1mH)、マンホール開閉用工具、管内確認用具(棒付鏡、棒付懐中電灯)、ホース(洗濯用水栓に接続できるもの)をそれぞれ1組ずつ用意すること。</li> </ul>
<p>準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最上階より常時2室、流し・洗濯パン（トラップ内で止水）・浴室・洗面に水張りをしておくこと。</li> <li>・屋外検査前にマンホールを開けること。</li> <li>・各器具の調整用工具を用意しておくこと。</li> <li>・レンジフードのダクト接続部が確認できるように幕板を取外しておくこと。</li> <li>・洗面化粧ユニットの床部の確認ができるように床板を取外しておくこと。</li> <li>・点検口を取外しておくこと。</li> <li>・集中検針盤で各室の水量が確認できる体制にしておくこと。(メーカー対応可)</li> <li>・排水立管系統ごとに1階、最上階より通水テストができる体制にしておくこと。</li> </ul>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具の性能・機能検査。</li> <li>・配管施工状態の確認。</li> <li>・器具・配管の通水、漏水検査。</li> <li>・器具・配管の取付状況の確認。</li> </ul>
<p>書類関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設計図</li> <li>②技術提案に対する対応一覧表</li> <li>③建退共証紙使用内訳書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請各社の加入状況一覧表</li> <li>・証紙の受渡簿</li> <li>・退職金制度に加入していない業者への指導状況がわかる資料</li> </ul> </li> <li>④工事日誌（表紙に工事名・工期・受注者名を記入、押印）</li> <li>⑤工事写真（表紙に工事名・工期・受注者名を記入、押印、項目ごとに見出し）</li> </ul>

<p>機 器</p>	<p>貼付)</p> <p>⑥打合せ記録</p> <p>⑦各種提出書類（控）及び写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約上の提出書類の控</li> <li>・施工図、機器承諾図、施工計画書</li> <li>・火災保険、瑕疵担保保険</li> <li>・上・下水道及び消防署等への申請書類</li> <li>・下請関係書類</li> <li>・その他監督職員へ提出済み書類の写し</li> </ul> <p>⑧社内検査報告書</p> <p>⑨LPG納入業者引継書（LPGの場合のみ）</p> <p>⑩各種検査済証、各種試験結果表</p> <p>⑪産廃関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃関係の処理のフロー図</li> <li>・産廃業者の許可証の写し</li> <li>・契約書の写し</li> </ul> <p>⑫その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料検収簿</li> <li>・測定用機器の校正記録</li> <li>・安全対策会議、安全パトロール、新規入場者教育、KY活動の議事録</li> <li>・下請工事の施工確認資料</li> </ul> <p>・機器の仕様や設置値、取り扱いが明確に説明できること。 （集中検針設備・ポンプ・給湯器・その他）</p>
------------	---

## 14 竣工時に提出する書類の作成方法

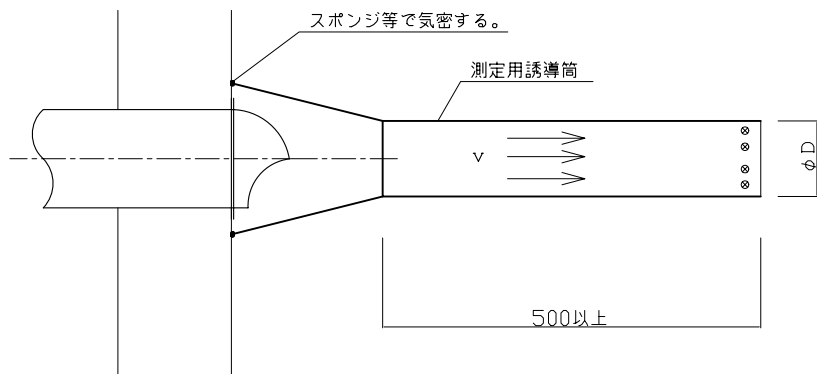
<p>完成図書</p>	<p>完成図書の製本要領は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ とじこみ内容は、図面、特記仕様書による。</li> <li>・ A-4版で黒表紙に金文字とする。</li> <li>・ とじ込み方法は、ビス止めとする。</li> <li>・ 表紙、背表紙内容は、下記とする。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">表紙</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 45%; text-align: center;">背表紙</td> </tr> </table>  <table style="width: 100%; border: none; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">横書き</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 45%; text-align: center;">縦書き</td> </tr> </table> </div>	表紙		背表紙	横書き		縦書き
表紙		背表紙					
横書き		縦書き					
<p>工事写真</p>	<p>工事写真製本要領は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A-4サイズの工事用アルバムで作成すること。</li> <li>・ 表紙に、施工年度・工事名・工期・施工者を明記すること。</li> <li>・ 工程順に整理すること。</li> </ul>						
<p>工事日誌</p>	<p>工事日誌製本要領は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表紙に、施工年度・工事名・工期・施工者を明記すること。</li> </ul>						

## 15 官 庁 提 出 書 類

		必要部数	提出期限	提出先	根 拠 法 令	届出者先	備 考
給 水	給水装置工事施工申込書	2	着工前	水道局	各市町村給水条例	知 事	
	水道使用開始届	1	完成前	水道局	各市町村給水条例	知 事	
	簡易専用水道設置届	1	完成前	保健所	水道法第34条	知 事	受水槽実容量10t以上
給 水 集 合 検 針	集合住宅の戸別 検針等承認申請書	1	着工前	水道局	各市町村条例	知 事	
	集合住宅の戸別検針及び 料金徴収に関する契約	2	着工前	水道局	各市町村条例	知 事	1部は県 1部は市町村
	協 定 書 ・ 覚 書	2	着工前	水道局	各市町村条例	知 事	
下 水 道	排水設備新設等 確 認 申 請 書	1	着工前	下水道課	各市町村条例	知 事	
	排水設備新設等 完了検査申請書	1	完成前	下水道課	各市町村条例	知 事	
	下水道使用開始届	1	完成前	下水道課	各市町村条例	知 事	
合 併 処 理	浄化槽設置届出書	2	着工21日前	保健所	浄化槽法第5条	知 事	
	浄化槽工事完了報告書	1	工事完了後	保健所	県・浄化槽の設置に 関する指導要綱第 15条	知 事	
	浄化槽使用開始報告書	1	使用開始の日 から30日以内	保健所	厚生省関係浄化槽 法施行 規則第36条	知 事	
	特定施設設置届	2	着工60日前	保健所	水濁法第5条	知 事	201人以上
	汚濁負荷量測定 手 法 届 出 書	1	完成前	保健所	水濁法第14条	知 事	201人以上
	施設等稼働報告書	1	完成後	保健所	環 境 部 長 通 知	知 事	201人以上
	特定施設設置届出書	2	着工30日前	市 長	騒音規制法第6条	知 事	フローア-7.5kw 以 上地区による
	特定建設作業実施届出書	2	作業開始 7日前	市 長	振動規制法第14条	施 工 者	杭打、矢板等
	電気需給申込書 (電灯・動力)	1	着工30日前	中国電力			申込名称〇〇県営 住宅污水处理
	確 認 申 請	2	着工前	建築主事	建基法18(6)条 建基則1条	住 宅 課 長	正 副
建 築 工 事 届	1	着工前	知 事	建 基 法 1 5 条	住 宅 課 長		
工 事 完 了 届	1	完了時		建基法18(7)条	住 宅 課 長		
	(注) 上記の外、必要な書類を適切に作成し提出すること。 提出書類については、図面等を添付した控(1部)を作成すること。						

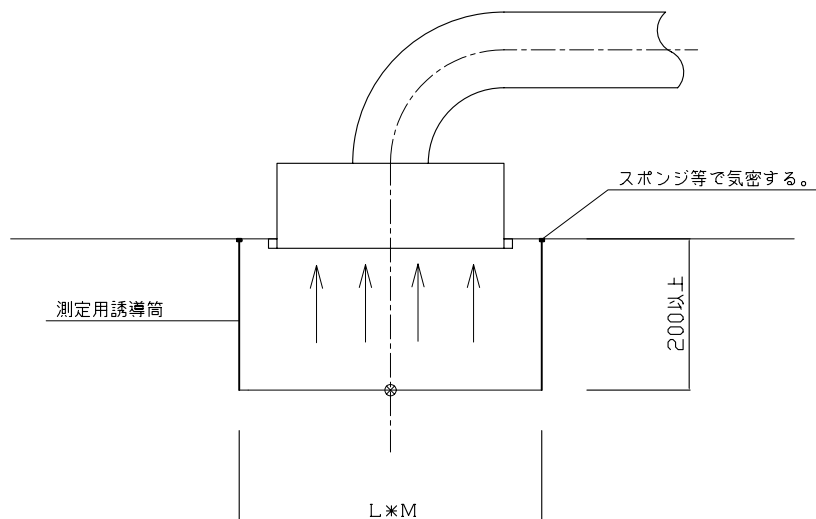
風量測定要領（参考）  
詳細はJIS A 1 4 3 1を参照のこと。

1) 吹出し口の風量測定要領図



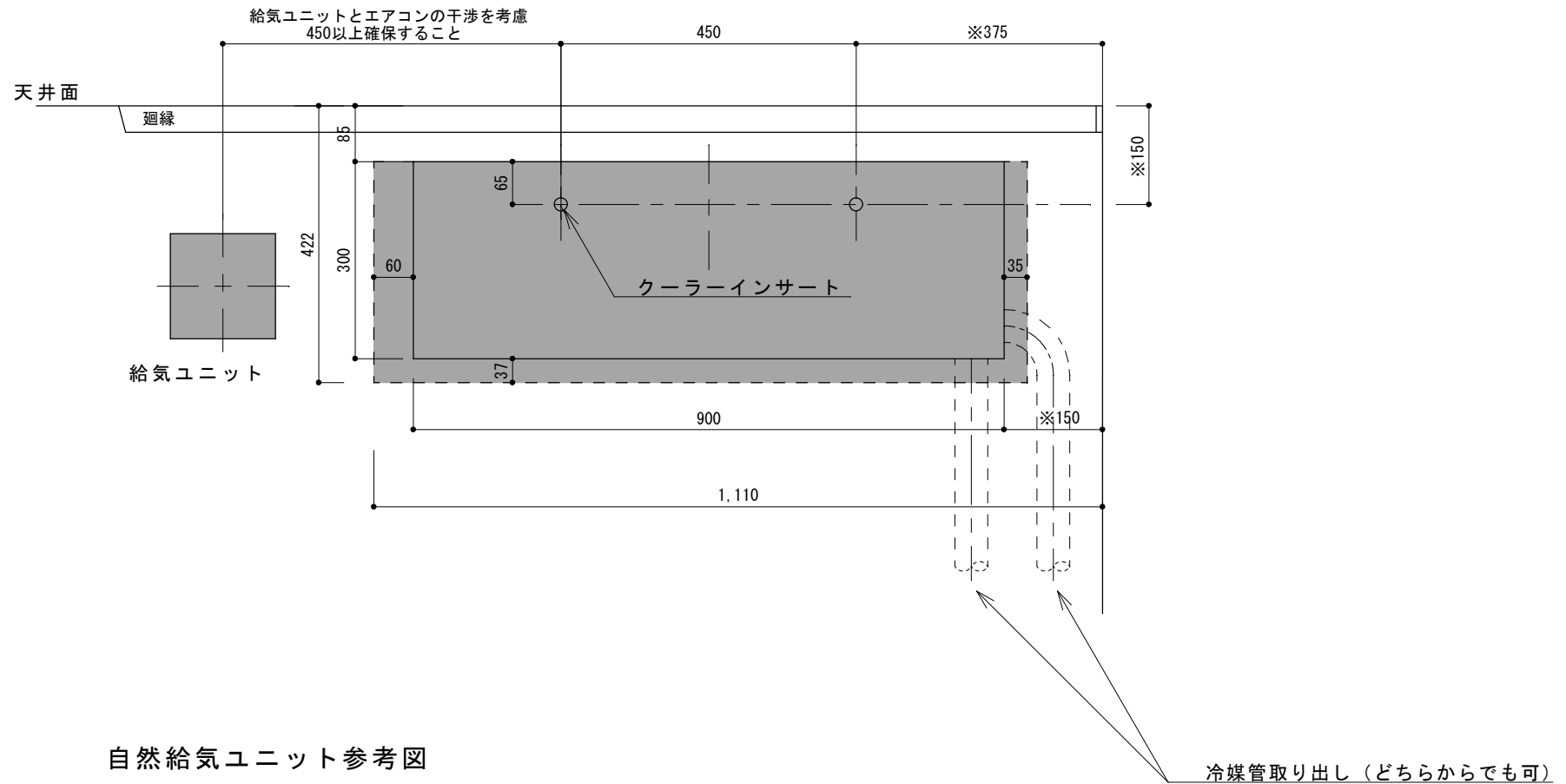
$V \geq 4 \text{ m/s}$ となるような $\phi D$ とする。  
⊗ 測定点は8点以上とし、平均値により風量を算出する。

2) 吸込み口の風量測定要領図



⊗ 測定点は中央1点とするが、周囲数点を計り誤差が大きい場合は平均値を採用する。



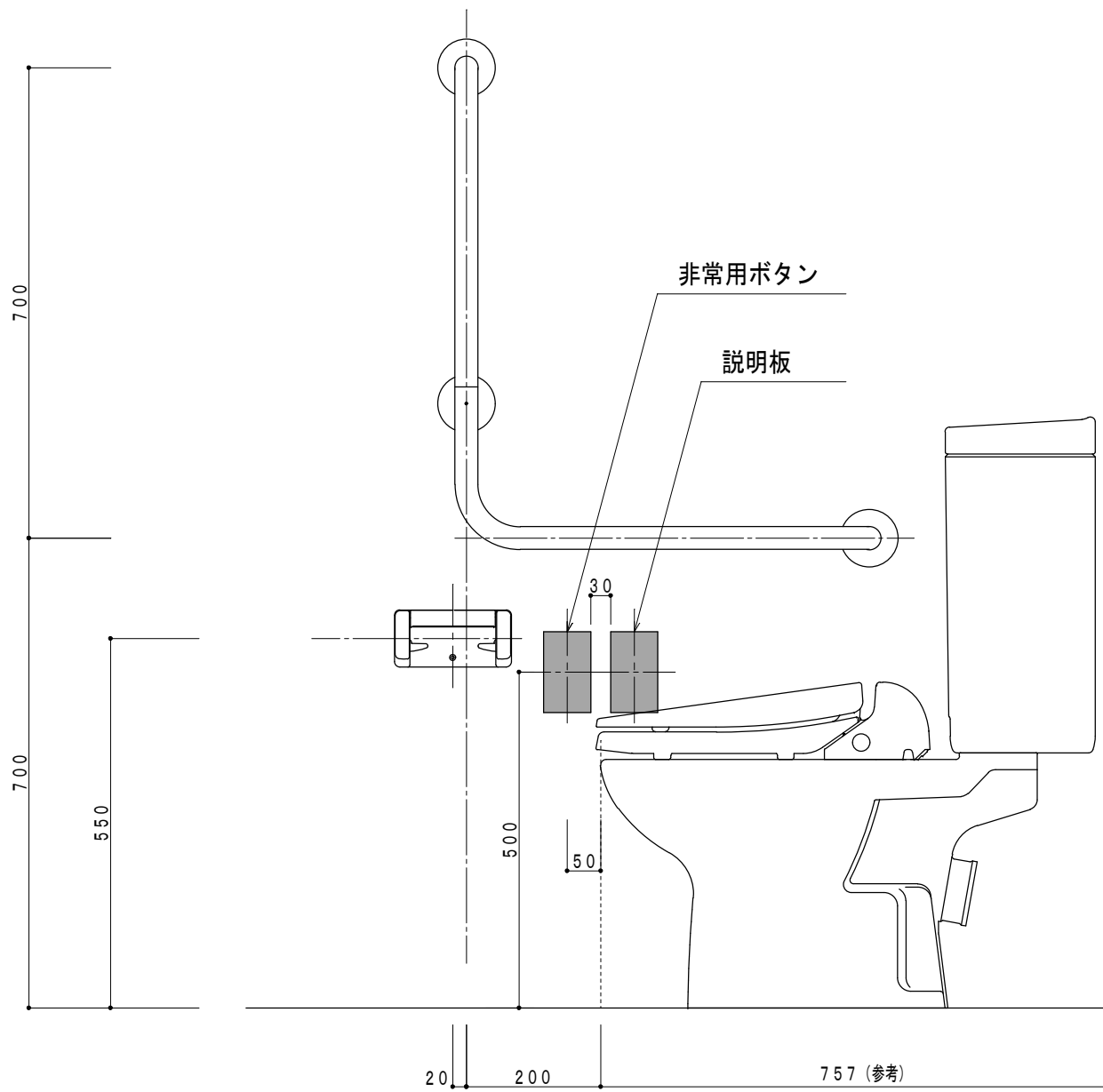


### 自然給気ユニット参考図

網掛け部分はエアコン設置の最大範囲を示す (※印の寸法は参考値を示す)

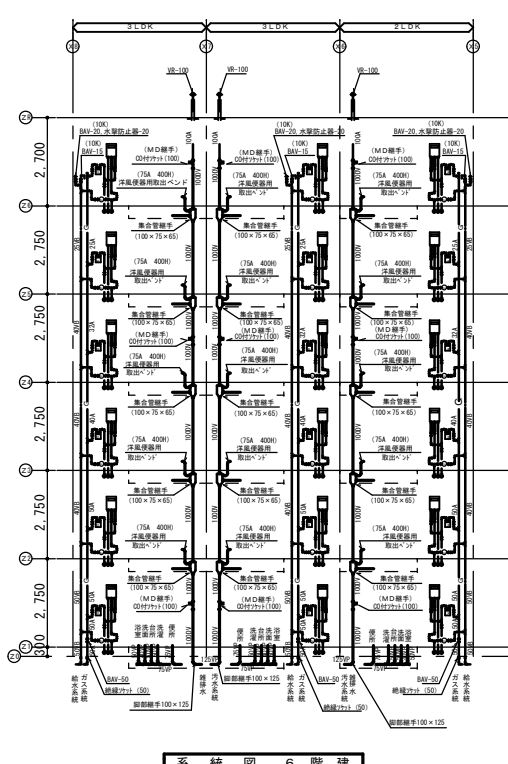
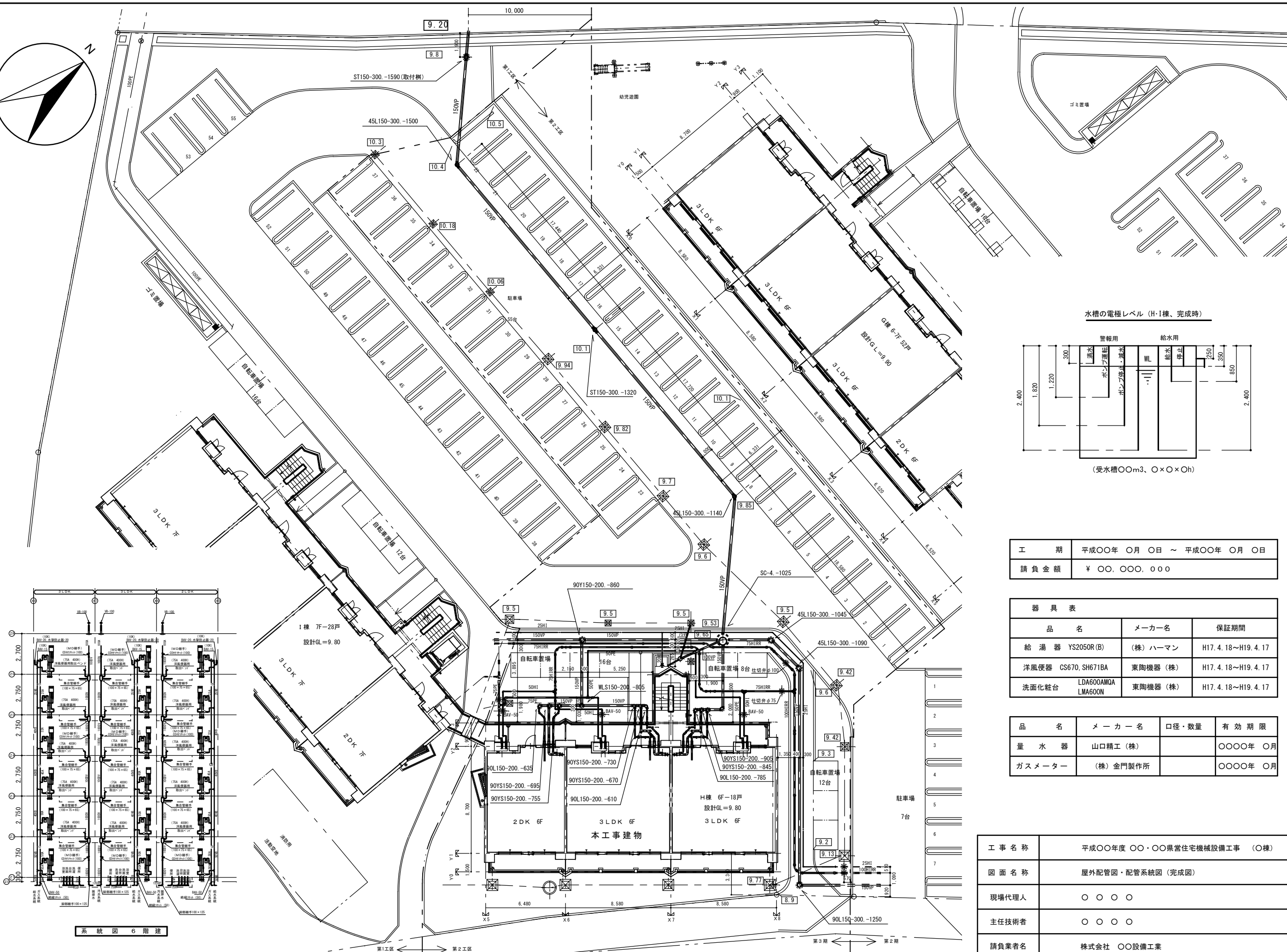
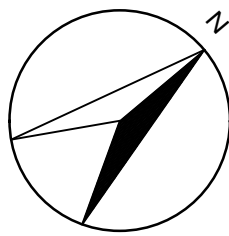
クーラースリーブ、インサート (建築)、コンセント (電気)、給気ユニット (機械設備) の配置を十分検討のこと

(サッシュ、カーテンレールとの取り合いも注意すること)

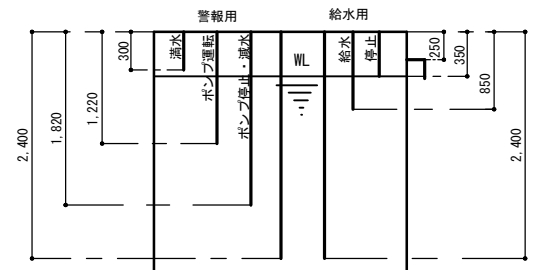


S=1/10

便所納まり参考図



水槽の電極レベル (H・I棟、完成時)



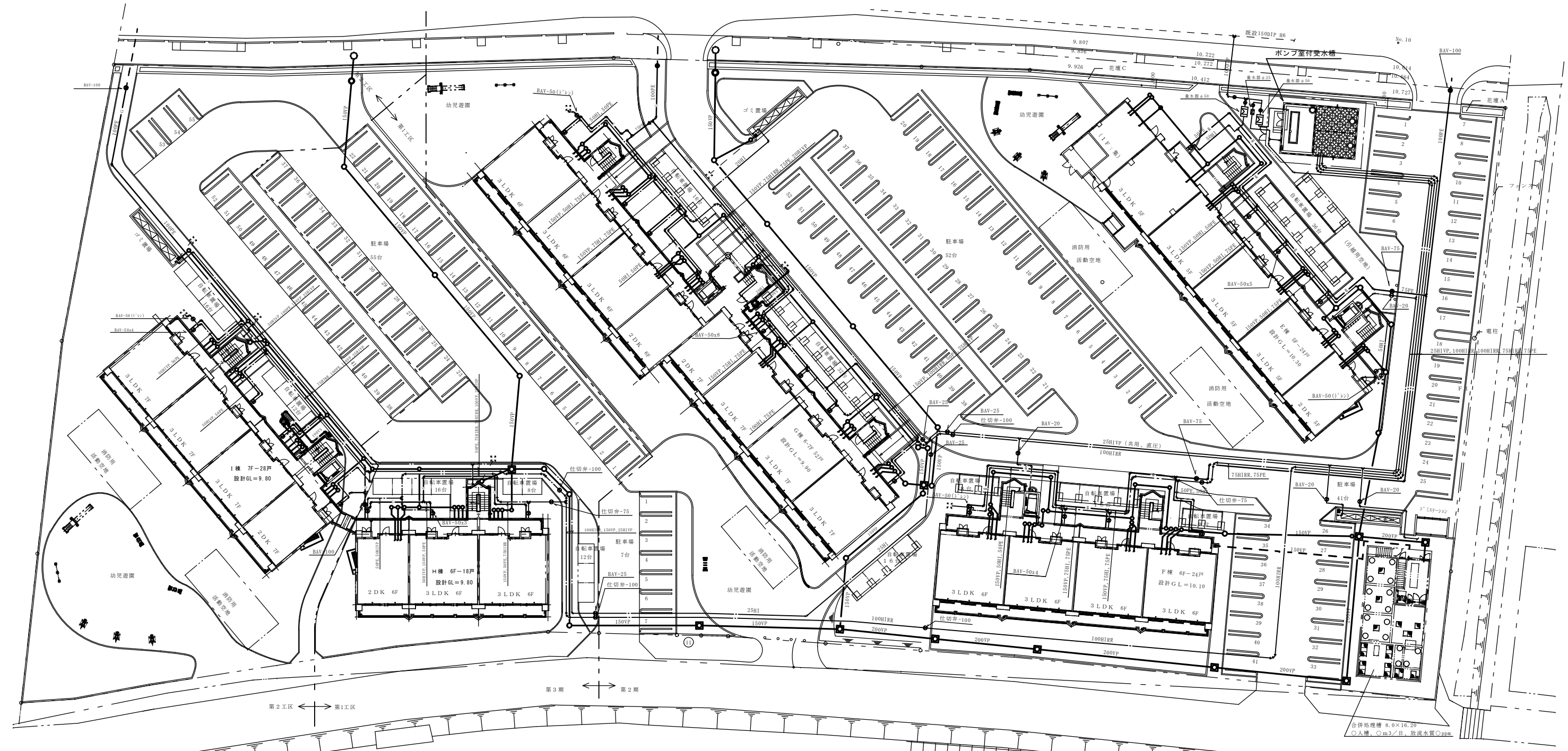
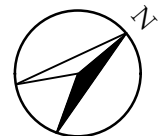
(受水槽 3.0m x 3.0m x 0.8m)

工 期	平成〇〇年 〇月 〇日 ~ 平成〇〇年 〇月 〇日
請 負 金 額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇

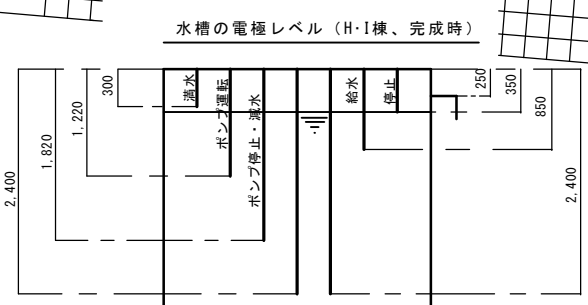
器 具 表		
品 名	メーカ-名	保証期間
給 湯 器 YS2050R (B)	(株) ハ-マ-ン	H17.4.18~H19.4.17
洋風便器 CS670, SH671BA	東陶機器 (株)	H17.4.18~H19.4.17
洗面化粧台 LDA600AQA LMA600N	東陶機器 (株)	H17.4.18~H19.4.17

品 名	メーカ-名	口径・数量	有効期限
量 水 器	山口精工 (株)		〇〇〇〇年 〇月
ガスメーター	(株) 金門製作所		〇〇〇〇年 〇月

工 事 名 称	平成〇〇年度 〇〇・〇〇県営住宅機械設備工事 (〇棟)
図 面 名 称	屋外配管図・配管系統図 (完成図)
現場代理人	〇 〇 〇 〇
主任技術者	〇 〇 〇 〇
請負業者名	株式会社 〇〇設備工業



屋外配管図 S=1/350



水槽の電極レベル (H・I棟、完成時)

受水槽 ○○m3、○×○×○h  
 圧送ポンプ系統 ○棟系統 (○m3/m\*○m\*○kw)  
                   ○棟系統 (○m3/m\*○m\*○kw)  
                   ○棟系統 (○m3/m\*○m\*○kw)

工事名称	○○○県営住宅機械設備工事 (○棟)
図面名称	団地全体 (○・○・○・○・○棟) 屋外配管図 (完成図)
現場代理人	○○○○
主任技術者	○○○○
請負業者名	(株)○○設備工業